欧州特許庁（EPO）審判部、審判請求が取り下げられた場合に審判から参加した者が審判手続を継続できるかについての拡大審判部審決を公表

２０２５ 年 １１ 月 １７ 日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州委員会は、2025 年 9 月 25 日、審判請求人によって審判請求が取り下げられた場合に、審判から参加した者が審判手続を継続できるかについて、技術審判部から付託された質問を受けた拡大審判部の審決（G2/24）を公表し、同庁ウェブサイトにて本件に関するプレスリリースを公表した。

１．背景

欧州特許第2941163号の異議申立期間の経過後、Geske GmbH & Co. KG（以下、Geske）は、2022 年 11 月 23 日及び 2023 年 3 月 2 日に、異議申立手続きへの参加を申し立てたが異議部において却下された。

その後、異議申立人が審判請求を行い、Geske は 2023 年 8 月 15 日に審判への参加を申し立てた。しかし、審判請求人が 2024 年 4 月 11 日に請求を取り下げたため、審判段階から参加する Geske が審判手続を継続できるかが論点となった。

従来の拡大審判部審決 G3/04 では、次の点が判示されていた。
「審判の取下げ後、審判手続き中に参加した第三者によって手続きを継続することはできない。」

ここで、技術審判部は、改めて次の質問を拡大審判部に付託した。
「すべての（異議申立決定不服）審判請求が取下げられた後、審判手続中に参加（intervened）した第三者は審判手続を継続することができるか？特に、第三者は EPC 第 107 条第 1 文の意味での審判請求をし得る者に相当する地位を取得できるか？」

２．拡大審判部の審決

拡大審判部は、次の点を指摘し、G3/04 に沿った以下の審決を示した。

・G3/04 以降に G3/04 の判断を再考させるような EPC の改正は行われていない（段落 21-26）

・審判請求は EPC 第 107 条第 1 条に規定される「決定」による「不利な影響」を取り除くことを目的としており、当事者主義の原則により審判請求人がその裁量において手続を開始し、手続の範囲を決定し、手続を終結させるものである（段落 27-34）

・EPC 第 107 条第 1 文に規定される「決定によって不利な影響を受けた手続に関与した者」は、異議の対象となる決定を下した手続に正式に参加していた者のみであり、不利な影響かどうかは正式に参加した者に対して判断されるものであり、正式に参加していない第三

者に対して判断されるものではない（段落 35-45）
・第三者が異議申立てを行う法的手段は一つだけ用意されており、その期間は欧州特許付与通知の公告から 9 か月に制限されている。異議申立期間経過後の EPC 第 105 条による参加はその例外的な取り扱いであり、例外的な救済措置であるため、その広範な解釈や適用は本質的に排除される。そして、有効な参加者は、異議部における手続中に参加したか、審判段階で参加したかに関わらず、異議申立人としての地位を取得する（段落 46-55）。
・審判請求に係る決定の当事者ではなかった、審判段階からの参加者は、EPC 第 107 条第 2 文に基づき、審判手続に参加する。審判手続は当事者主義により規律されており、当事者主義は審判手続に関与するすべての者の手続行為の限界を定めるものである。参加者は、EPC 第 107 条第 2 文に基づき、手続の当事者となる権利を有するが、先行する手続（異議申立手続）において正式に当事者であった他の当事者よりも優越した、あるいは異なる地位を享受する訳ではない。また、EPC 第 107 条第 2 文は、当事者が審判手続に参加する権利を有することを保証しているに過ぎず、正式に当事者であった他の当事者に対しても独立した法的地位を与えるものではなく、審判手続から参加する第三者に対しても同じ制限が適用される。従って、参加者は、独立した審判を請求する地位を有しておらず、単に EPC 第 107 条第 2 文の意味での権利を有する者であるため、審判請求が取り下げられた場合には、審判手続は終了する（段落 56-67）。
・G3/04 以降に、その判例に従わない審決は見当たらない（段落 68-70）。
・EPC 加盟国や UPC の判例を比較研究しても、参加の扱いは具体的な法規則に従っている。参加を当事者の手続行為から独立したものとする具体的な法規則が無い限り、参加は手続の付属物と見なされるものであり、手続が終了された場合にはその効力を失う（段落 71-97）。

（審決）
「全ての審判請求が取り下げられた後には、EPC 第 105 条の規定を根拠として、審判請求手続期間中に参加した第三者が審判手続きを継続することはできない。」
「参加した第三者は、EPC 第 107 条第 1 文に規定される審判請求者の資格に相当する訴訟資格を得ない。」

（EPC 参考仮訳）
第 105 条　侵害者とされた者の参加
(1) 如何なる第三者も，次のことを証明するときは，施行規則に従って異議申立期間が経過した後に異議申立手続に参加することができる。
(a) 同一の特許権についての侵害手続がその者に対して開始されたこと，又は
(b) 特許所有者がその者に特許権の侵害を中止するよう請求した後に，その者が特許権を侵害していない旨の裁判所の裁定を求める手続を開始したこと

(2) 容認された参加は，異議申立として取り扱う。

第 107 条　審判を請求し得る者及び審判手続の当事者となり得る者
決定によって不利な影響を受けた手続に関与した者は，審判を請求することができる。手続の他の当事者は，当然に審判手続の当事者となる。

－欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照 －
（ニュースリリース）
https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/press-communique-25-september-2025-concerning-decision-g-224-skin

（G2/24）
https://link.epo.org/web/Communications/_G_2_24_Decision%20of%20the%20Enlarged%20Board%20of%20Appeal%2025%2009%202025.pdf

－審判部の質問付託に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州特許庁（EPO）審判部、異議申立手続に参加した第三者の審判手続における地位について拡大審判部に付託（2024 年 12 月 2 日）（PDF）

（以上）